

ご近所のお医者さん

474

北村医院長 北村良夫さん ー大阪市旭区

医療と消費税

医療における消費税の問題は複雑です。保険診療は政策的配慮から非課税となつていますが、医療機関は仕入れ時などに消費税を支払います。消費税額が非課税のため控除できない問題が生じ、医療機関はそれを診療報酬で補填してきました。

例えば、医療費が1000円の場合、そのうち「29円」が医療機関の負担した消費税分とみなされます。もし8%

診療報酬で補填 妥当か

の消費税がそのままかかるのであれば、1000円→29円→971円を1.08倍した計1049円となり、今のやり方で計算するより49円高くなりま

す。患者負担は、自己負担3割で約15円、1割負担で約5円上がることになります。医療機関からすれば、この49円から、元の971円の経費にかかった消費税分を差し引いた額を税金として納めることになり、利益は出ませんが、損をすることもありません。

しかし、この話には続きがあります。7月の厚生労働省の審議会で、この補填制度が十分機能していないことを厚

労省が認めたのです。日本医師会総合政策研究所は、医療費が1000円の場合の補填額は「35円」が妥当と分析しています。医療機関の経営に深刻な影響を与えるため、日本医師会と政府が交渉を続けています。

患者さんにとっては現状のままの方が望ましいと考えられますが、国をはじめとする保険者側からすれば、このままでは「財政上困難」との指摘が出ています。消費税10%なら何とかなる

が、さらなる引き上げとなれば負担に耐えられないというわけです。先進諸国で医療に直接消費税をかけているところは少なく、また、そもそも社会保障充実のために消費税を導入したのは、医療に直接消費税をかけるのは国民感情から受け入れられないのではないかと考えから、政治家は慎重な態度を取っています。医療の消費税問題は最終的に、国民の判断に委ねられるべきものであると思



(府医師会理事)